別表十四（三）　記載要領

1　この表は、個人に法第54条第１項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式（次号において「特定譲渡制限付株式」という。）又は同項に規定する承継譲渡制限付株式が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が記載すること。

2　「交付の時の単価　⑹」の欄については、その特定譲渡制限付株式の１株当たりの交付の時の価額の算定に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額　⑶×$\frac{(9)}{(4)}$」⑽　の欄は、その金額に当該事業年度の所得の金額又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額が含まれている場合には、当該金額を同欄の上段に内書として記載すること。

別表十六㈠の記載要領第七号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第十一号㈠中「かつこ」を「括弧」に改め、同号㈡中「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」及び「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を削り、同第十二号を削り、同第十三号を同第十二号とし、同第十四号を同第十三号とし、同第十五号を同第十四号とする。

別表十六㈡の記載要領第五号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第十一号㈠中「かつこ」を「括弧」に改め、同号㈡中「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」及び「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を削り、同第十二号を削り、同第十三号を同第十二号とし、同第十四号を同第十三号とし、同第十五号を同第十四号とする。

別表十六㈢の記載要領第九号㈠中「かつこ」を「括弧」に改め、同号㈡中「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」及び「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を削り、同第十号を削り、同第十一号を同第十号とし、同第十二号を同第十一号とし、同第十三号を同第十二号とする。

別表十六㈣の記載要領第十二号中「かつこ」を「括弧」に改め、「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」及び「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を削り、同第十三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号中「記載要領第15号」を「記載要領第14号」に改め、同号を同第五号とする。

別表十六㈥の記載要領第一号中「中小連結法人等」を「中小連結法人」に改める。

別表十六㈦の記載要領第一号中「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）、」を削り、「の規定の適用を受ける場合又は」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合又は」に改め、「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）、」を削り、「の規定の適用を受ける場合に」を「若しくは平成28年旧措置法第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合に」に改め、同第二号を削る。

別表十七㈠の記載要領第一号中「、法人」を「、内国法人」に、「又は」を「若しくは」に、「場合に」を「場合又は外国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第７号及び第８号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の５第10項において準用する同条第１項から第９項までの規定の適用を受ける場合に」に改め、同第七号中「法人が租税特別措置法」を「内国法人が租税特別措置法」に、「場合又は」を「場合若しくは」に、「の記載」を「又は外国法人が平成26年旧措置法第66条の５第10項において準用する同条第２項の規定の適用を受ける場合の記載」に改め、同号㈤中「第22条の10の３」を「第22条の10の６」に改め、同第六号中「租税特別措置法第66条の５」を「外国法人が平成26年旧措置法第66条の５第10項において準用する同条第１項から第９項まで」に改め、「法人が外国法人である」を削る。

別表十七㈡付表の記載要領第一号中「、法人」を「、内国法人」に、「又は」を「若しくは」に、「場合に」を「場合又は外国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号及び第６号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の５第10項において準用する同条第１項から第９項までの規定の適用を受ける場合に」に改め、同第四号中「、法人」を「、内国法人」に、「又は」を「若しくは」に、「場合に」を「場合又は外国法人が平成26年旧措置法第66条の５第10項において準用する同条第２項の規定の適用を受ける場合に」に改め、同第六号中「租税特別措置法第66条の５第２項」を「外国法人が平成26年旧措置法第66条の５第10項において準用する同条第１項から第９項まで」に改め、「法人が外国法人である」を削る。

第明治三十五種郵便物認可